

令和6年度 第10号

ピアザ淡海 非常用放送設備修繕更新業務

仕様書

令和6年10月

ピアザ淡海管理組合

1. 調達の目的

本件はピアザ淡海非常用放送設備修繕更新業務を行うものとする。機器の老朽化による更新を行うことにより施設の充実化を図るものとする。

2. 調達方法

本件は競争入札とし、その物件価格(メーカーの標準保証料・設置経費等を含む)が最も安価な業者に決定する。

3. 設置場所

ピアザ淡海 1階防災センター 1F
滋賀県大津市におの浜 1-1-20

4. 業務期間

契約締結日から令和7年1月20日まで

5. 適用範囲

本仕様書は、ピアザ淡海管理組合と受注者間で締結した「令和6年度 第10号 ピアザ淡海非常用放送設備修繕更新業務契約」の業務に関し適用する。なお、本仕様書に定めない事項については、ピアザ淡海管理組合と受注者間において協議を行うものとする。ただし、仕様や機能を実現させるために必要な機器、物品、あるいは作業項目等は本仕様書に記載が無い場合でも必要に応じて含めること。

6. 共通事項

- ・ 本設備導入について必要な材料(ラックマウント金具・ブランクパネル・機器間接続ケーブル等)および既存撤去処分費等も入札金額に含めること。
- ・ 本仕様書記載の機器については同等品以上であれば可とする。
同等品申請をする場合は10月21日までにピアザ淡海管理組合に申請を行うこと。
(仕様を確認できるカタログ及び変更機器の製品仕様を提示すること)
申請後5日後に同等品許可の通知を行う。
(仕様を確認できない場合同等品申請を認めない)
- ・ 受注者は受注後、工程表、納入仕様書を作成し発注者の承諾を得ること。また、発注者が指示する書類についても用意すること。
- ・ 施設の性質を考慮(複合施設であること)し、工程を作成し、放送設備停止期間中の連絡措置について、代替の連絡手段を確保すること。また諸官庁より指示があった場合は対策を講じること。
- ・ 改修に必要な諸官庁等の手続きも含めること。

- ・ 業務の統括責任者として、消防設備士及び電気通信施工管理技士1級または2級を有する技術者を配置すること。なお、有資格者は講習を受けているということを証明する資料をピアザ淡海管理組合へ提出し、承認を受けること。
- ・ 既存機器は撤去処分とする。処分方法については、産業廃棄物処理とする。
- ・ 完成図書(工事写真・製品仕様書・取扱説明・保証書)3部提出すること。
- ・ 担当者向けの取扱説明会を行うこと。日程は担当者が指示するものとする。
- ・ 引渡し後も操作・保守・修理等の技術相談を受け入れられる体制をとること。
- ・ 修理依頼があった場合は、48時間以内(平日)に訪問対応できる体制をとること。
- ・ メーカー保証(1年間)を有すること。
- ・ 入札者は本仕様書を熟読すること。

7. 導入機器

1階 防災センター

型番	商品名	数量	メーカー	備考
WL-8500A	非常業務用ロングラック	1式	Panasonic	
WK-EX520	増設用非常操作ユニット	1台	Panasonic	
WU-MU160	ミキサーユニット	1台	Panasonic	
WU-T60B	ラジオチューナーユニット	1台	Panasonic	
WU-P53	電力増幅ユニット(360W)	3台	Panasonic	
WU-P52	電力増幅ユニット(120W)	1台	Panasonic	
WP-570B	非常電源ユニット	2式	Panasonic	
WU-EB700	密閉形ニッケル・水素蓄電池	4台	Panasonic	
WU-EX590	拡張制御ユニット	1台	Panasonic	
	ブランクパネル他	1式		

※ 別紙、姿図参照のこと。

※ 配線は既存流用とする。機器更新のみ。